

# 自動販売機設置管理契約書

富山県済生会高岡病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）  
とは、自動販売機（以下「自販機」という。）の設置管理に関し次のとおり契約を締結する。

（設置場所及び台数）

第1条 乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、管理するものとする。

設置場所：富山県高岡市二塚387-1  
富山県済生会高岡病院 階 台

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

（売上げ手数料）

第3条 手数料は、売上げ金額（消費税相当額を含む）の %とする。

（売上げの報告）

第4条 乙は、各自販機において、販売品目ごとに毎月の売上本数、売上金額を翌月の10日までに甲に対し、書面で報告するものとする。

2 乙は、設置した自動販売機の売上金精算を行った際、売上げ本数及び売上金額が分かる明細書を都度提出するものとする。

（売上げ手数料の納入方法等）

第5条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに一括して第3条に規定する手数料を納入するものとする。

2 甲は、乙からの申し出により本契約を解除した場合は、既納の納付金を乙に返還しないものとする。

（設置費用等）

第6条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て乙の負担とする。

2 自販機設置に係る電気料金は乙の負担とする。

（電気料金の納入）

第7条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに自販機稼働に係る電気料金を納入するものとする。

（維持管理）

第8条 販売品の補充、賞味期限、金銭管理など自販機の維持管理は、乙の責任において連切に行うこと。

2 乙は、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。

3 自販機の故障、苦情等については、乙の責任において対応するものとし、自販機に連絡先を明記すること。

(協力関係)

第9条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼働しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(販売品)

第10条 販売品は、缶、ビン、ペットボトルなどの密閉式の容器に入った清涼飲料水など多品種、多品目により構成するよう努めること。

2 販売品構成について、乙は甲の承認を受けなければならない。

(賠償責任)

第11条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は乙の責任において賠償するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、一部の停止を命じ、又はこの契約を解除することができる。

- (1) この契約条項に違反したとき。
- (2) 違法、不正若しくは不当な行為があったとき、又は甲の信用を著しく失墜したとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 取締役等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2

号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者で構成されていると認められるとき。

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者と認められるとき。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けたと認められるとき。
- (7) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
- (8) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (9) 乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

（原状回復）

第16条 乙は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、甲に返還する。ただし、甲が、必要がないと認めた場合は、この限りでない。

（協議事項）

第17条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲・乙が協議して、これを決定するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年3月25日

甲 富山県高岡市二塚387-1  
社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団<sub>財団</sub>济生会  
富山県济生会高岡病院  
院長 野田 八嗣

乙